

札幌市内事業者等の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先に、令和 2 年(2020 年) 2 月 27 日付札経企第 2481 号文書「新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）」にて、経済的な不利益が生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備について、協力をお願いをさせていただいたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、まさに今が、急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際であるとされており、札幌市としても、市民の皆様への命と健康を守り、早期に平穏な日常を取り戻すため、現時点で可能な対策に着手に取り組む必要があると認識しております。

今後、できるだけ速やかに経済の立て直しを図るためにも、感染症の早期収束が極めて重要であり、そのためには事業者の皆様及び市民の皆様にご協力いただくことが不可欠であります。

以上のことから、下記の内容について、特段のご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 物資不足に関する市民の懸念への対応

インターネット等で誤った情報が拡散され、一部において品薄となっている製品が生じていることから、市民の皆様に対し、正しい情報を周知いただきますとともに、物流の維持継続、価格や供給の安定について、できる限りのご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

2 感染拡大につながる活動の自粛

症状が軽く、経済・社会活動が活発な人々が、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっているなどの考え方も示されていることから、事業所等において、人と人が直接、間接に接触しない工夫や不急の出張の抑制、事業所における手洗いや咳エチケットの徹底等への配慮をしていただきますようお願い申し上げます。

また、従業員の皆様、とりわけ重症化する割合が低く本人も気がつかないうちに感染を広げてしまう可能性があると思われる若年層の皆様に対しまして

は、次のような行動をとっていただくよう、周知をお願い申し上げます。

- (1) 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること
- (2) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと

3 経済的な不利益が生じない休暇取得等従業員が休みやすい環境の整備

国においては、今後、こうした環境の整備に取り組む企業への支援を実施していることから、下に掲げる場合において、ご配慮いただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

- (1) 小・中学校等の臨時休業により、子どもの監護が必要な場合
- (2) 保育施設、幼稚園、高齢者介護施設（短期入所、通所施設等）及び障がい者通所サービス事業所の臨時休業等により、育児や介護のために従業員が休まざるを得なくなった場合
- (3) 従業員に発熱等の風邪症状が見られる場合

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課

担当：高田

Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130